

地域避難所の選定と 運用の取組について

栄区総務課

はじめに

栄区では、東日本大震災の経験などを踏まえ、 **栄区防災計画(震災対策編)**を策定し、平成 26年4月1日より運用を開始しました。



栄区防災計画(震災対策編)策定までの経緯

平成25年3月19日

平成25年4月1日

11

防災講演会で骨子を説明

横浜市防災計画運用開始

栄区防災計画 本部体制等の一部を

運用開始

平成25年5月~6月 地区別、各種団体との意見交換

平成25年12月16日 栄区防災計画(素案)とりまとめ

~平成26年1月15日 区民意見募集

の運用開始

元元禄型関東地震被害規定 地震での 10元間(の) 10

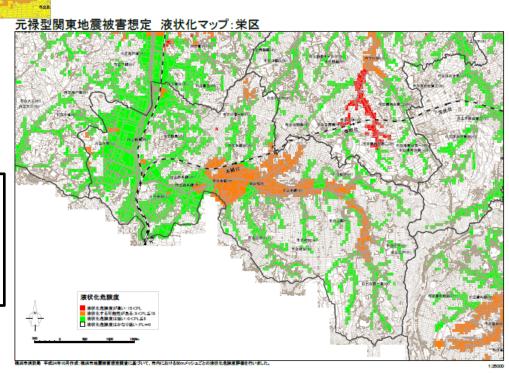
震度分布予測

区内の震度は 5強~6強です。

液状化危険度分布

低地部を中心に「液状化する可能性がある」地域はあるものの、栄区では、「液状化危険度が高い」ところは、ほぼありません。

横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階評価を行いました。



被害想定状況

栄区内 51,293世帯 人口122,895人 (平成26年5月1日現在)

火災による被害 揺れによる被害 合 計

3,577棟 206棟 3,783棟 建物被害

701人 (5時) (5時) 703人 (5時) 2人 負傷者数

473人(18時) 483人(18時) 10人 (18時)

43人 (5時) 42人 (5時) (5時) 1人 死者数 28人 (18時) 4人 (18時) 32人 (18時)

防災計画策定における留意事項

- ・栄区の高齢化の進展、地域コミュニティ、地形の起伏などの特性を踏まえたものとする。
- ・各家庭での「自助」を高めていくとともに、高齢者を始めとした災害弱者の方に対して、積極的に「共助・公助」が行き渡るようにする。
- 自治会町内会の結束力、熱心なボランティア活動 など、栄区の地域コミュニティの力が最大限発揮 できるようにする。
- ・これまで各地区で取り組まれている防災に関する 様々な活動をより一層の強化につなげる。

栄区防災計画における 自治会町内会の役割

1 要援護者支援の取組推進

2 防災訓練の実施

3 地域避難所の選定

1 要援護者支援の取組推進

過去の大きな災害では、生き埋めや建物などに閉じ込められた人の大半が自助・共助により助けられました。 災害時には誰もが要援護者・支援者になります。

東日本大震災における岩手・宮城・福島の3県においては、人口と比較した60歳以上の犠牲者数が非常に高い割合となりました。

	人口 (平成22年国勢調査)	犠牲者数※ (平成23年版高齢社会白書(内閣府))
全体	5,707,376人	11,108人
うち60歳以上	1,818,213人	7,241人
割合	31.9%	65.2%

※岩手県、宮城県、福島県の3県で収容された死亡者のうち平成23年4月11日 までに検視等を終えて年齢が判明している人数

1 要援護者支援の取組推進

普段から取り組んでいないことは、緊急時に対応で

きません。 共助の取組などを通じて災害に強い地域にしていくためには、事前に災害時に支援の必要な方を把握しておくことをはじめ、日頃から地域内で十分な関係づくりを講じておくことが大切です。

平常時

- ・顔の見える関係づくり
- ・情報の整理・収集
- ・助け合いの体制を検討
- ・いざという時に備えて確認・訓練



災害時

災害情報伝達 安否確認 救出救護 避難誘導

2 防災訓練について

自治会町内会は、地域防災拠点における訓練の他に、自治会町内会としての訓練も実施します。

例えば・・・

- ・自治会町内会の安否確認訓練
- ・自治会町内会としての災害本部運営訓練
- ・地域防災拠点へ避難する場合のルート確認
- ・負傷者などを搬送するなどの訓練

3 地域避難所の選定

地域避難所の考え方は、横浜市防災計画における「任意の避難所」に該当するもので、栄区の地域特性や地域の声を考慮した栄区独自の考え方です。

なぜ、地域避難所の考え方が生まれたのか?

今までの避難所といえば

ポイント!

各避難所の役割の違いを理解しよう!

①いっとき避難場所

- 発災直後に隣近所の安否を確認する場所
- 身近な公園や広場を想定
- 寝泊りは想定していない。

②地域防災拠点

- ・小中学校等を活用した震災時の避難場所
- ・避難所の他、情報拠点、備蓄拠点としての役割も担う。

今までの避難所といえば

③広域避難場所

- 大火災が発生したときに避難する場所
- 火災が延焼しない場所を指定 (本郷台駅前、鎌倉かり)、公田団地など)
- 寝泊りは想定していない。

4特別避難場所

- ・地域防災拠点での避難生活が困難な高齢者、障害者などが二次的に避難する場所
- 福祉施設などと協定を締結している。

参考:地域防災拠点とは

- ・身近な公立小中学校などから20か所を指定している。
- ・市内1か所以上で震度5強以上(気象庁発表)が発生した場合に全ての地域防災拠点を開設

『避難所』としての役割

地震により住宅を失い又は破損等により住むことができなくなったときに、体育館等を利用し、主に中長期にわたる避難生活場所として活用します。

『情報拠点』としての役割

栄区災害対策本部(栄区役所)から情報を受け取り、避難者や地域へ伝達します。また、避難者状況や避難者から得られた地域の被災以状況等を集約し、栄区災害対策本部へ伝達します。

『備蓄拠点』としての役割

人命救助や避難生活に必要な防災資機材(発電機、担架等)、水、食料、 生活用品等を備蓄しており、地域防災拠点への避難者や在宅の避難者等へ 物資を供給します。

防災計画策定の際に聞かれた 地域防災拠点の課題

地域の声・・・・

地域防災拠点までの距離が遠い。。

坂道が多くて すぐに避難できない。。。

自治会町内会が複数の地域防災拠点に分かれてしまう。。。

栄区での検討の結果・・・。

小規模な災害や発災の初期には、自治会館町内会館を活用したミニ避難所は有効なのではないか?

気心の知れたご近所同士で

畳の部屋

安否確認の拠点として・・・

栄区の判断!

「いっとき避難場所」と「地域防災拠点」の間の役割を担う避難所として、自治会町内会ごとに「地域避難所」を作っていく!

その役割は・・・?

- ①安否確認の拠点として
- ②小規模な災害、発災初期の避難所として

自治会町内会における活動拠点!

災害時には自治会町内会単位での 安否確認が必須です!

具体的にどうすればいいの?

候補地は?

何からすればいいの?

勝手に決めて良いの?

STEP1 地域避難所の役割を確認する。

地域避難所の役割について、自治会町内会内で確認・共有します。

①避難所としての機能

- ・短期間(1週間以内)、小規模災害で活用
- 長期間、大規模災害は地域防災拠点を活用

②自治会町内会の活動拠点としての機能

- 災害時要援護者の安否確認
- 自治会町内会単位の情報拠点

地域避難所と地域防災拠点

	地域避難所	地域防災拠点
施設	自治会館、町内会館、地区センター、 コミュニティハウス、幼稚園など	小中学校など
位置づけ	任意	指定
避難滞在	短期	中長期
運営	自治会町内会	地域防災拠点運営委員会
備蓄	必要に応じて	公的備蓄
情報入手	地域防災拠点など	栄区役所
※安否確認に ついて	自治会町内会が把握している要援護 者の安否確認を実施	自治会町内会と栄区役所が連携し、 栄区役所が保有する要援護者名簿に 基づき、要援護者の安否生存確認を 実施

STEP1

地域避難所の役割を確認する。

どのような時に活用するの?

- ☑自宅の倒壊や火災などにより、自宅での生活が 困難な場合に、災害の初期や小規模の災害時 に活用
- ☑住宅の倒壊はないが、そこに留まることが不安 な場合
- ☑避難勧告等が発せられた場合に、安全が確認 できるまでの避難場所
- ☑地震直後の自治会町内会における安否確認の 拠点

STEP1 地域避難所の役割を確認する。

─ どのような建物? _ _

自治会館、町内会館、地区センター、コミュニティハウス、民間施設など

誰が選ぶの?

自治会町内会が任意に選定し運営する。

STEP2 候補施設を選定する。

- ・自治会町内会が保有又は管理する自治会館 町内会館がある場合は、その施設を選定
- ・マンションでは集会室を選定

建物の耐震性を確認 昭和56年以前に建築された場合は、 耐震改修等の措置を検討

自治会館町内会館の耐震補強工事に対する補助制度があります!

詳しくは、栄区地域振興課へ相談してください。

選定手順 ケース①

自治会館、町内会館又は集会所がある場合

地域避難所として活用が可能な場合

「地域避難所選定報告書」

を栄区総務課に提出願いま す。

> 地域避難所の選定は 終了です!

地域避難所として 活用が難しい場合

¦地域内で候補となりう¦ ¦る他の施設を検討をお¦ ¦願いします。

→ケース②へ

選定手順 ケース②

自治会館、町内会館又は集会場はあるが、地域避難所としての活用が困難であり、地域内で候補とはいうる他の施設を検討する場合(地区センター、コミュニティハウス、民間施設等)

候補となりうる施設が ある場合

候補となりうる施設が ない場合

地域避難所として活用できるか確認する必要があるため、事前に栄区総務課に連絡をお願いします。

栄区総務課に連絡をお願い します。

選定手順 ケース③

自治会館、町内会館又は集会所がない場合

地域内で候補となりうる他の施設を検討します。

候補となりうる施設が ある場合 候補となりうる施設が ない場合

地域避難所として活用できるか確認する必要があるため、事前に栄区総務課に連絡をお願いします。

栄区総務課に連絡をお願い します。

STEP2

・施設を利用する上で、施設管理者、所有者で事前の取りきめを行います。場合によっては、覚書を交わします。

例えば・・・

- ・鍵の管理
- 利用場所の確認 (立入禁止区域の決定)
- ・清掃等の取り決め

STEP3 区役所への選定報告

- ・地域避難所として 利用する施設が決定 したら栄区役所総務 課に報告します。
- ・区役所では、発災時 の被災状況等を集約 するために活用しま す。

Ÿ	P成 26 年	月	日
---	---------	---	---

栄 区 長

自 治 会

地域游難所選定報告書

地域避難所について、次の施設を選定したので報告します。

□自治会館又は町内会館を選定しました。

施設の所在地	栄区
施設の概要 (専有面積を記載)	造 階建 建面積 n²、延面積 n² 建築年月 年 月
□電 話 (0 4 5	

□その他の施散を選定しました。

施設名称	
施設所在地	栄区
施設の概要 (専有面積を記載)	造 階建 建面積 ㎡、延面積 ㎡ 建築年月 年 月
付帯設備の状況 (有の場合は□にレ点)	□電 話 (0 4 5 — — — —)□炊事設備□トイレ□電気 □水道 □ガス (都市ガス・プロパン)
施設利用の確認	□□頭での使用確認 □覚書等の取り交わし

STEP4 運営について

発災時の状況をイメージし、地域防災拠点、いっとき避難場所との関係を踏まえながら、 運営案を定めます。

- ・地域避難所と地域防災拠点に参集する役員等の振り分け
- 避難対象者
- ・備蓄の必要性

各家庭からの持ち込みとすれば、必ずしも備蓄は必要ありません。 各自治会町内会が任意で備蓄する場合は、「町の防災組織活動費補 助金」などの活用を!

最後に

実際に取組を始めると、それぞれの自治会町内会の状況により、課題が多く出てくると思います。

一つ一つ、課題を解決しながら、防災力を高め ていきましょう!

地域避難所の選定にご協力をお願いします。